

議案第 77 号

長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

上記議案を提出します。

平成 29 年 12 月 5 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

長与シーサイドパークのフットサルコートにおける照明設備の新設に伴い、新たに夜間照明料の規定を追加するもの。

長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

施設	区分	単位	金額
フットサルコート	町民	1時間	540円
	町民以外		1,080円

」を

「

施設	区分	単位	金額	
フットサルコート	コート使用料	1時間	町民	540円
			町民以外	1,080円
	夜間照明料		町民	1,080円
			町民以外	2,160円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。